

2 貸付手続の流れ

手続の流れ

注意事項

届出様式

貸付の相談
(市町村福祉事務所又は県)

貸付申請

面接・調査

貸付審査

貸付決定通知

借用書提出
* 印鑑証明書添付

(注) 貸付決定通知書が送られてきてから 10 日以内に提出が必要です。

なお、借用書の提出がない場合は、資金の貸付けを行いません。

また、貸付けを辞退される場合は直ちに申し出てください。

指定された口座への入金

- ・就学支度資金の場合→合格通知書の提出
(合格済みの場合)
- ・修学(修業)資金の場合→在学証明書の提出

* 市町村福祉事務所または県担当者による調査・確認を行います。

* 申請内容、添付書類について審査します。

* 県から借主に貸付決定通知を送付します。

* 次の点に注意し、記入後に提出してください。

・借主、連帯借主、法定代理人、連帯保証人の全員が必ず自署のうえ、実印を押印

(注) 本人以外の方が署名をすると私文書偽造に問われることがあります。

・借主、連帯保証人、15 歳以上の連帯借主は印鑑証明書を添付

・15 歳未満の連帯借主は「母子父子寡婦福祉資金の借用に係る誓約書」を提出し、15 歳の誕生日を迎えた後は速やかに印鑑登録証明書を提出

* 修学資金 → 3ヶ月分まとめて支払います。

6月(2年目以降4月)、7月、10月、
1月

* 技能習得資金

* 修業資金

* 生活資金

* 上記以外の資金 → 一括で支払います。

各月ごとに支払います。

■複数年度にわたる貸付金
※2月に送付する「継続貸付のための確認書」を提出してください。

*資金貸付後に休学または退学された場合は速やかに連絡してください。

連絡が遅れ、既に口座に資金を入金していた場合は、資金の目的外使用として全額を一括で返還していただきます。

■修学資金、修業資金、
技能習得資金の場合
(進級の都度)
在学(所)証明書提出

*4月中に在学(所)証明書の提出がない場合は、退学(所)とみなして貸付を停止することがあります。

指定された口座への入金

*引き続き在学等されていることを確認後に入金します。

*やむを得ず口座を変更する場合は速やかに届出が必要です。連絡してください。

貸付けの終了

据置期間

*償還は原則口座振替です。

*大学等へ進学する場合は償還金の支払いを猶予される場合がありますので、ご相談ください。

償還開始～償還終了

借用書返還